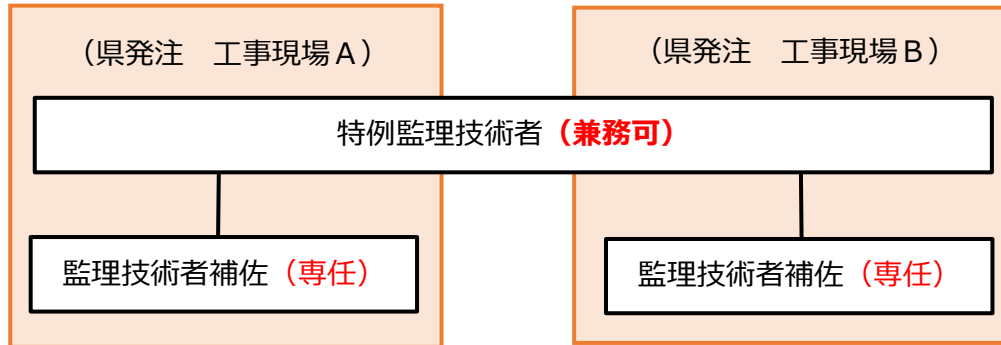


# 監理技術者の専任の緩和について

## 1 概要

改正建設業法(令和2年10月1日施行)第26条第3項ただし書きの規定に基づき、監理技術者を補佐する者(以下、「**監理技術者補佐**」という。)をそれぞれの工事に専任で配置した場合には、**監理技術者**(以下、「**特例監理技術者**」という。)の兼務が可能となった。



※監理技術者:

下請金額4千万円(建築一式の場合は6千万円)以上の場合に、主任技術者に代えて専任で配置しなければならない。一級国家資格等による資格者証の取得、講習の受講などが必要。

## 2 兼務要件

### (1) 対象となる工事

- ・ 予定価格が**3億円未満の工事**とする。ただし、営繕工事(建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。)にあつては2億円未満とする。
- ・ 兼務できる工事の数は本工事を含め同時に**2件まで**で、**いずれも県発注工事**とする。
- ・ 兼務する**工事現場の相互の間隔が概ね10km以内**とする。
- ・ 上記に関わらず、工事規模や施工の難易度等から兼務が認められないと判断される工事については、その旨を入札公告に明記する。

※特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

### (2) 監理技術者補佐

特例監理技術者を補佐する監理技術者補佐については、以下の要件を全て満たす者であること。

- ・ 主任技術者の資格を有する者のうち**一級施工管理技士補の資格を有する者**又は監理技術者資格を有する者等であること。
- ・ **専任**で配置すること。
- ・ 受注者と直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係にあること。
- ・ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
- ・ 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。

## 3 適用日

令和3年8月1日以降の公告案件から適用